

広島市規則第61号

令和8年5月29日

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「以上」の右に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円程度以上）」を加える。

第10条の8第1項中「初日又は」を「初日、」に改め、「採用された日」の右に「又は人事異動若しくは勤務場所の変更（次項において「人事異動等」という。）があつた日」を加え、同条第2項中「人事異動」を「人事異動等」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。